

令和 6 年

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

1. 日 時

令和6年3月28日（木）午前9時開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 大会議室

3. 出席委員

教育長	中 原 博
1 番委員	若 林 喜美代
2 番委員	宮 西 寛
3 番委員	宮 村 由 久
4 番委員	吉 岡 洋 子

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長（以下総務課長という。）	麻 生 俊 哉
学校教育課長（以下学校課長という。）	武 居 政 敏
生涯学習課長（以下生涯課長という。）	落 合 努
図書館長	井 上 香代子
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	宮 本 亜吏沙
学校教育課主任主査兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	北 川 恵美子
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	谷 京 子
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
市民文化部文化課副参事兼まちなみ文化財グループリーダー（以下まちGLという。）	山 口 昌 直
教育総務課主幹（兼）教育総務グループリーダー（書記）（以下総務GLという。）	中 野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主査	早 川 美 紀

6. 議席の決定について

教育長 事項2「議席の決定について」、委員の改選があったため、亀山市教育委員会会議規則第3条第1項に基づき、議席の決定をする。

結果は下記のとおり。

1番委員（若 林 喜美代 委員）

2番委員（宮 西 寛 委員）

3番委員（宮 村 由 久 委員）

4番委員（吉 岡 洋 子 委員）

（議席番号順に着席）

7. 教育長職務代理者の指名について

教育長 教育長職務代理者の指名について、事務局の説明を求める。

総務課長 教育長職務代理者の指名につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、「教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とあり、また、亀山市教育委員会教育長の職務を代理する者の指名に関する規則第2条第1項において「教育長は、教育委員会の会議において、教育長または委員の改選ごとに職務代理者を指名するものとする。」とありますので、教育長から職務代理者の指名をお願いします。

教育長 それでは、亀山市教育委員会教育長の職務を代理する者の指名に関する規則第2条第1項の規定により、教育長職務代理者に若林委員を指名する。

7. 会議録署名者指名

1番委員（ 若 林 喜美代 委員 ）

2番委員（ 宮 西 寛 委員 ）

8. 会議録の承認

2月定例会

9. 教育長報告

教育長 (令和6年3月定例会教育長報告に基づき報告)
(令和6年3月亀山市議会報告)

宮西委員 給食の外部調理委託にかかる債務負担行為について、プロポーザルを実施するにあたり1社予定であるということだが、今後進めていくにあたり、公募を行い複数業者から選定することになるのか、若しくはその1社を含めた指名競争入札になるのか、どのような考え方になるのか。

教育部長 業者の選定につきましては、プロポーザル方式、いわゆる技術提案型を考えています。また、対象業者については、現段階において見積を取得したのが1社ということで、実際の手続きは広く公募を行い、業者に手を挙げていただく形となります。何社が手を挙げていただけるのかは分かりませんが、新年度になれば委託内容、仕様を公開し、一定の公募期間を設け、また選定委員会を設置し、その中で最終的に業者を選定することとなります。

宮西委員 最終決定に至るまでには、複数業者による提案がある可能性があるということか。

教育部長 公募段階で、その可能性があると考えています。

10. 議案

教育長 議案第10号「亀山市青少年総合支援センター規則の一部改正について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第10号「亀山市青少年総合支援センター規則の一部改正について」についてであります。提案理由としましては、令和6年4月1日からの市の組織再編による子ども未来部の設置に伴い、支援員及び補導委員のあり方を見直すことについて、亀山市青少年総合支援センター規則を一部改正することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、生涯学習課長より説明します。

(資料に基づき説明)

宮村委員 再確認であるが、補導委員は各地域まちづくり協議会に防犯部会等があるため、廃止という考えか。

生涯課長 各地域まちづくり協議会と調整させていただき、教育委員会か

ら委嘱する補導委員については廃止するという事です。

宮村委員 資料3ページの第1条中改正後欄の第5条にある「補導委員は・・・教育委員会が委嘱する」というのはどういうことか。

生涯課長 第2条中の改正後欄にあるとおり、7月1日からこの条文は削ることとなります。

教育長 宮村委員の指摘事項は、第1条中の第5条についての内容かと理解しているが如何か。

生涯課長 本規則が施行される4月1日段階ではこの条文は残りますが、第2条の改正により、7月1日から廃止されるということになります。

宮村委員 では、4月1日から6月30日までについては、補導委員は引き続きいるということか。

生涯課長 そのとおりです。補導委員については、令和5年7月1日に委嘱しており、任期が令和6年6月30日まであります。よって、第2条補導委員関係の施行日を7月1日としており、複雑な改正文となっています。

若林委員 今回の規則改正について、支援員は、今まで青少年研修センターで業務を行ってきたが、あいあいの方で業務を行うこととなり、その業務は、社会福祉協議会や福祉部局のことも行いながら、引きこもり等の関係を含めて全般的なことを行う、兼務のような形であるという理解でいいか。

生涯課長 ご指摘のとおり、従来はあいあいの方で業務を行いますが、引き続き青少年研修センターのふれあい教室の方でも相談等を担えるようになっていきます。正規職員であれば兼務という形がとれますが、会計年度任用職員となりますので、このような規則改正を行い、運用を行うこととしています。

(異議はなく、議案第10号は可決される。)

教育長 議案第11号「亀山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第11号について「亀山市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について」であります。提案理由としましては、市の組織再編に伴い子ども未来部が令和6年4月1日から設置されることから、亀山市教育委員会の権限に属

する事務の補助執行に関する規則を一部改正することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明します。

(資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第11号は可決される。)

教育長 議案第12号「亀山市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第12号について「亀山市教育委員会事務局組織規則の一部改正について」であります。提案理由としましては、教育委員会の組織再編及びその後の残務処理を含め、生涯学習課から図書館に関する業務がなくなったため、亀山市教育委員会事務局組織規則を一部改正することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明します。

(資料に基づき説明)

若林委員 図書館が生涯学習課所属ではなくなったという説明があったが、図書館はどこへ行くのか。

図書館長 事務分掌については、亀山市図書館条例施行規則第2条で規定されています。

総務課長 資料添付はありませんが、組織規則の一部改正として削除させていただいたものです。

教育長 教育委員会内には属しているということですか。

教育部長 教育委員会には引き続き属していますが、教育委員会事務局ではなく、独自の設置条例と施行規則があり、その中で事務分掌を謳っているため、事務局組織規則から今回削除したものです。

教育長 図書館建設があったため、以前は生涯学習課に属していたのか。

教育部長 もともと図書館は生涯学習課に属していましたが、新図書館開館に伴い、市の組織として図書館が課と同じレベル、並列になるように位置付けがなされました。ただ、その後も残務処理や調整等を要したため、生涯学習課の事務分掌に「図書館の管理及び運営に関すること」を残していましたが、今般、それらの業務がすべて完了したと判断し、今回の規則改正に至ったものです。

宮村委員 図書館は別の条例等に基づくという説明であったが、この教育委員会会議への出席等は今後どのようなようになるのか。

教育部長 図書館や博物館は教育委員会が所管する施設として定められていることから、教育委員会事務局ではありませんが、教育委員会所管部局として、引き続き会議にも出席いただくことになります。歴史博物館等も同様です。

(異議はなく、議案第12号は可決される。)

教育長 議案第13号「亀山市青少年総合支援センター運営協議会要綱等の一部改正について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第13号について「亀山市青少年総合支援センター運営協議会要綱の一部改正について」であります。提案理由としましては、市の組織再編に伴い子ども未来部が令和6年4月1日から設置されることから、亀山市青少年総合支援センター運営協議会要綱を一部改正することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明します。

(資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第13号は可決される。)

教育長 議案第14号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第14号について「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」であります。提案理由としましては、亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が令和6年3月31日に満了となるため、学校保健安全法第23条の規定に基づき、別紙名簿の者を令和6年4月1日付けで亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に委嘱することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明します。

(資料に基づき説明)

(異議はなく、議案第14号は可決される。)

11. 報告事項

総務課長 報告事項1「亀山市学校施設等長寿命化計画の策定について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

宮西委員 施設改修として、まさにスタンダードな考え方であると考えている。

民間施設においても、事前予防という同様の考え方で維持管理が行われている。質問であるが、施設改修にあたり、単なる改修だけではなく、学校施設としては防災機能も兼ね備えているため、より一層の施設充実が重要課題となってくると考える。それらの費用をどのようなプロセスで確保し、進めていく予定であるのか。また、施設管理という面から、民間施設では、その施設担当というものを常に置いている。施設内容を把握し、経過観察を常に行っていないと、どのタイミングでどの内容の改修を行っていくのか把握が出来ない。いわゆる保全担当と言っているが、この学校施設においては、常駐でなくてもいいかもしれないが、今後、そのような専門家が入らないと、せっかくいい計画を作り上げて意味がなくなってしまう。この点について、伺いたい。

教育部長

予算につきましては、予防保全型管理を行うことによりコストを下げることができるとはいえ、多額の予算を要することは事実です。今回の計画に示しました推奨時期に全ての改修を行うことは、この先10年間を中心に多額の費用が集中することとなります。この計画の目的として予算の平準化という面もありますので、この推奨されたリストの中から、特に優先度の高いものを決めて、それを5年間の短期的な実施計画に落とし込んで順次進めていく考えです。従って、まず予算の確保につきましては、上位計画との関連性もありますが、令和8年度からの第3次亀山市総合計画の中に長寿命化計画に基づく改修を位置付けるとともに、その実施計画に5か年の計画を示し、それに基づく予算の確保に努めたいと考えています。また、人的確保については、専門的な見地からの維持管理が必要であると考えています。まず、その初段階として来年度から建築士の技術職員が兼務という形で教育総務課の方に配属される予定となっています。このような職員が引き続き経過観察等を行っていく形がとれば良いと考えていますし、また、市の専門職がいる部署との連携も必要かと考えています。

宮西委員

定期的な観察を行っていないと、現段階から状況が進んだ時に対応できず、長寿命化の意味が為されなくなる。対処療法になる前にしっかりと専門家の目で経過観察を行っていただきたい。

教育部長

本計画については、5年程度の期間で逐次見直しを行っていくこととしています。決して計画が策定されたから、このとおり進

めるというのではなく、状況確認を行いつつ必要に応じて修正を行い、進めていくものと考えています。従って、その内容によっては建物改修の優先度が変わる等の可能性もあろうかと思いません。

若林委員

目標耐用年数が80年とあり、80年経過すると建替えになろうかと思う。その中で亀山中学校については58年や63年経過している校舎がある。目途になろうかと思うが、80年経過したら建替えの流れになるのか。そうではなく、この先100年程度の使用を検討する等といった考え方もあるのか。

2点目、資料の別表の備考欄に大規模改修等の履歴が記述されており、かなり手も入っているのだと認識した。この改修内容については、今回の劣化状況調査に加味されているのか。改修した校舎でもA評価の建物もあればC評価の建物もある。この差は何か。大規模改修はどの程度まで行っているのか。

3点目、別冊資料32ページに「096 関中学校校舎」とあるが、別表では「096」は中学校の校舎である。この整合性について伺いたい。

教育部長

耐用年数について、以前は40年や50年といった比較的短いスパンで建替を行ってきました。現在、国土交通省や建築の専門的見地から、建物の規模や構造や立地条件にもよりますが、コンクリートは適切な管理を行っていれば80年は持つと示されています。実際100年経過しても建っている建物もありますし、今回の計画で80年経過すれば全て一律に建替えを行うというのではなく、あくまで80年程度経過すると、劣化もかなり見受けられるだろうという想定で、一つの目安として進めていくというものです。特に亀山中学校の校舎では50年以上経過しているものもあり、あと30年で目標耐用年数を迎えるということになりますが、逆に何も予防をしなければ、その年数まで持たない場合もあろうかと思えます。財政状況を見つつ、学習環境の担保という観点も含めまして適切な改修等を実施したいと考えています。

総務GL

2点目、備考にある改修内容をすべて含めまして、現状、建物がどのような状態にあるかを調査した結果が、今回の劣化状況調査になります。この大規模改修の内容ですが、全ての校舎において全面的に改修を行ったものではなく、例えば、「010 亀山東

小学校」では耐震関係を含めての屋根改修、「060 亀山東小学校」では教室内を中心とし床材や壁材の改修とした内部改修のことを指しています。大規模改修とありながらも部分的な改修とご理解をいただきたいと思います。よって、これらの改修内容を今回の劣化状況調査に加味していますが、改修を実施したことにより大きく点数が上がったということはあまりないと認識しています。

3点目、ご指摘いただいた番号については、別冊資料の中では32ページの内容と23ページにある表3-13では整合性がとれています。一方、参考資料としたA3の資料については、分かりづらく申し訳ありませんが、今回調査で建物以外に小学校のプールについても調査を行っており、別冊資料49ページのプールの調査結果を示した表6-5を加えた形で示しているため、結果的に通し番号がずれている状況となっています。

教育長 A3の表も計画の一部ではないのか。

総務GL あくまで本日の会議の参考資料としてご理解いただきたいと思っています。

吉岡委員 資料A3の表について、亀山市の学校が全体的に古くなっているのだという感想を持った。劣化状況評価は概ね5年ごとに行っていくと理解したが、今回の調査がいつ行われたのか記述された方が望ましい。また、学校建物について、全ての学校は難しいと思うが、例えば、学校訪問時に、「このような部分が劣化しているからこのような評価になった」というような内容を現場で説明いただけると有難い。

総務課長 今回の評価については、令和4年度の段階のものです。5年後との更新といいますのは、今後実施計画を策定いたしますが、その計画を5年ごとに見直しを行っていくというものです。

教育長 5年ごとに劣化状況調査の結果が変わるものではないのか。

総務課長 5年ごとに調査を行う必要もあり、変わらないと考えています。

教育部長 実施すれば劣化状況調査の結果は変わってきますし、その経年劣化の状況により、その都度、その建物改修の優先度合いも見直し変わってくるというものです。

宮村委員 感想であるが、従来の事後保全型から予防保全型に変えていくことは亀山市の財政的にも良いことだと考える。ただ、劣化状況

調査の結果、「C」や「D」判定があったから改修を実施するという事は、事後保全型の改修であると思う。これから5年ごとに見直し、市の総合計画にも位置付けていく中で、本当に教育委員会も市も予防保全型へ認識を変えていかないと、せっかく計画を作っても、なかなかそのとおりにはいかない。決して言葉のマジックになることなく、これから策定する実施計画が本当に大事なものである。少なくとも教育委員会だけでも予防保全型へしっかりと意識を変えて取り組んでいただきたい。

(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「亀山市中学校給食調理等業務委託業者選定委員会要綱について」説明を求める。

(総務課長詳細説明)

宮村委員 現行のデリバリー給食にかかる契約方式はどのようなものか。
保給GL 平成20年当初、プロポーザル方式で行っています。

宮村委員 その後は如何か。また、何年契約か

保給GL 当初はプロポーザル方式で行っており、その後は随意契約で更新しています。また、市の総合計画との兼ね合いから3～4年程度を契約期間としています。

宮村委員 当時、応札した業者は何社か。

保給GL 4～6社程度の指名を行い実施しています。

宮村委員 資料52ページ、委員の区分として学識経験者があるが、どのような学識があると、今回の委員に適任であるのか。

教育部長 人選は今後になりますが、例えば大学で食、食に関する衛生管理、栄養管理といった内容を専門としている方を想定しています。

宮村委員 では、区分の「学校給食に関する知識を有する者」と被る部分もあるのか。

総務課長 「学校給食に関する知識を有する者」については学校の給食調理員等を想定しています。

教育長 この部分については今後しっかりと検討いただきたい。本日の報告内容は、本来は議案ではないのか。

総務GL 今回の業務について、市の中でプロポーザル方式による手続きを行っていくことが意思形成できた段階から、正式な手続きが始まります。それからの要綱制定になりますので、来月の会議には

議案として上程できるかと考えています。現状は案の段階としてご理解ください。

宮村委員 先の議会では委員を公募したら如何かという意見もあったが、どうなるのか。

教育部長 契約行為に関わってくるものであり、フリーな意見を求めるものではないため、このような形をとりたいと考えています。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「生徒指導について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)

宮西委員 交通事故3件の具体的な内容について伺いたい。

学校課長 自転車と自動車の事故が大部分ですが、いずれも軽微なものです。

宮西委員 通学中か。

学校課長 学校管理下におけるものであり、登下校中のものです。安全のために救急搬送した案件もありますが、入院や手術等に至ったものはありません。

宮村委員 不登校児童生徒が増えているが、原因はコロナ明けという部分が大きいのか。

学校課長 後ほど分析する予定をしていますが、結果からみると、小学校については昨年と比較して倍近くに膨れ上がっています。主な要因については、小学校低学年の児童が増えており、幼稚園保育園をコロナ禍で過ごし、関係性を築く時にコミュニケーションがなかなかされない中で、何らかの影響があったのかと想定しています。集団の中で適応しにくくなっているとも想定されます。また、兄弟関係で上の子が不登校気味であるお子さんが入学した段階で不登校気味になるという傾向もあります。そういった意味で小学校1年生の数が大きく増えています。

もう一つは、学習保障的な部分がオンラインを通じて出来たこと、また、多様な居場所についても教育委員会としても設定しており、そのような場所が増えたということも一因として考えられます。このようなことも考慮しつつ、分析を行い、来年度に繋げていきたいと考えています。

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「令和6年度幼稚園入園式について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項5「図書館の利用状況について」説明を求める。
(図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項6「亀山市ネコギギ保護指導委員会委員の委嘱について」説明を求める。
(まちなみ文化財GL詳細説明)

教育長 この方たちは、毎年調査を行っているのか。

まちGL 毎年、生息調査や河川状況調査等を行うとともに、鈴鹿高校と平成29年度から協定を締結しており、国指定の天然記念物のネコギギの捕獲と飼育をお願いしています。その中で稚魚が生まれる場合があります、川へ戻すといった事業も行っています。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項7「工事及び委託業者の発注状況について」説明を求める。
(まちなみ文化財GL詳細説明)

若林委員 この鈴鹿関跡に遺跡が引き続き見ついているということか。
まちGL 今回の区域はこれから新たに調査を行うところであり、古代の瓦が採取されている箇所を中心に行ったものです。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項8「教育委員会行事及び予定について」説明を求める。
(総務課長、学校課長、生涯課長、図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

報告事項9「後援事業について」資料確認

1 1. その他

(総務課長：令和6年度入学式への出席について)

(教研GL：研修員の研究報告書について、学校年報について)

(教支GL：特色ある学校づくりの報告について)

1 2. 閉会

午前11時5分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

1 番委員

2 番委員